

令和 5 年 4 月 1 7 日

南相馬市農業委員会
4 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 5 年 4 月 1 7 日(月) 午後 1 時 4 0 分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2 階会議室

1 . 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	1 1	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	1 2	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	1 3	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	1 4	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	1 5	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	1 6	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	1 7	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	1 8	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	1 9	二 谷 純 市	出
1 0	森 秋 夫	出			

2 . 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 隆雄

鹿島区 鈴木 清教

原町区 小谷津弘隆

3 . 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

農地集積課

係 長 但野 典康

副主査 穴戸 達弥

主 事 藤田 健宏

主 事 増田 涼

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	報告第 13 号 専決処分の報告について
日程第 4	報告第 14 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 15 号 総務企画専門委員会の開催報告について
日程第 6	報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 7	報告第 17 号 違反転用事案の報告について
日程第 8	報告第 18 号 時効取得による所有権移転について
日程第 9	議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 10	議案第 42 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 11	議案第 43 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 12	議案第 44 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 13	議案第 45 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 14	議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 15	議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 16	議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 17	議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 18	議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 19	議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 20	議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 21	議案第 53 号 現況確認証明申請について
日程第 22	議案第 54 号 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和５年４月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号２番委員、５番委員、６番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。３月定例総会以降本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第３、報告第１３号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第４号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１３号専決第４号についてご説明いたします。議案書の３ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がございましたので、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、案件１件につき調整委員２名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第１４号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の１５番委員からの報告を求めます。

１５番委員 報告第１４号について説明をいたします。議案書の４ページになります。内容としましては、去る３月２９日午前１０時より、南相馬市役所北庁舎１階打ち合わせスペースにおいて、受け手１名、福島県農業振興公社１名、調整委員２名、事務局１名により開催をいたしました。協議内容についてですが、公社側から水田について１０アール当たり５０万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で

合意し、売買代金は諸経費を含め 9 5 8 万 2 , 4 7 3 円となりました。この件については、議案第 4 1 号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議の方よろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等あれば発言をお願いします

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 1 0 号「総務企画専門委員会の開催報告について」を議題といたします。総務企画専門委員会委員長からの報告を求めます。

委員長 総務企画専門委員会の開催報告をいたします。1 .開催日時 令和 5 年 4 月 1 1 日火曜日午前 1 0 時から午前 1 1 時まで行いました。2 .場所 南相馬市役所東庁舎 2 階会派室 2 において開催しました。3 .出席者は記載のとおりです。4 .協議概要 (1)南相馬市農地利用最適化推進委員の辞任については、農地利用最適化推進委員 1 名より、令和 5 年 3 月 2 0 日付けで辞任の申出がありました。健康上の理由によるものであり、今後の委員活動が困難であると思われることから、辞任について了とすることといたしました。(2)南相馬市農地利用最適化推進委員の募集の可否について、前項により農地利用最適化推進委員が 1 名減になることから、追加募集をすることとしたいと思います。追加募集の方法としましては、地区推薦により補充を進めることとし、今年度の利用状況調査に新任委員が参加できるよう、対応していきたいと思います。(3)令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について、最適化活動の目標として 1 人当たりの活動日数を月 6 日に設定することとしました。農地利用最適化推進委員には、利用状況調査に係る説明会等で目標日数を周知し、今後も活動記録簿への記録を継続することといたしました。以上報告いたします。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、報告第 1 6 号「農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第16号についてご説明をいたします。議案書の6ページになります。今回3件の案件がございますが、合意による解約でございますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第7、報告第17号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第17号についてご説明いたします。議案書の7ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、昭和55年10月に分筆を行い、譲り受けたうえで庭として植栽し使用しています。今般2019年の水害における水路整備に伴い、市担当部局と協議する中で、転用許可の手続をすることなく農地を利用していたことが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、平成20年頃から住宅に隣接する当該地を駐車場として使用しています。今般、財産整理のため土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第8、報告第18号「時効取得による所有権移転について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第18号についてご説明をいたします。議案書の8ページから14ページになります。今回法務局から、時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたのでご報告をいたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要となっております。詳細につきましては記載の

とおりです。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 4 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、利用権設定関係の整理番号 4 9 番から 5 9 番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第 3 1 条の規定により、5 番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局から、整理番号 4 9 番から 5 9 番までの説明を求めます

事務局 議案第 4 1 号、利用権設定の整理番号 4 9 番から 5 9 番についてご説明をいたします。議案書は 2 1 ページから 2 2 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 説明の前に、議案の修正をお願いします。2 1 ページ整理番号 4 9 番、こちらの土地の所在欄に「外」の追記をお願いします。それでは、説明のほうに入らせていただきます。議案第 4 1 号、利用権設定関係の整理番号 4 9 番から 5 9 番について説明いたします。議案書の 2 1 ページから 2 2 ページとなります。利用権設定が 1 1 件となります。原町区一般地区における農業経営基盤強化促進法附則第 5 条による相対の利用権設定です。詳細については記載のとおりとなっております。なお、賃借料については双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
 5 番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。それでは、議案第 4 1 号「農用地利用集積計画の決定について」
 の残り全部を審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 4 1 号の残りの案件についてご説明をいたします。議案書は 1 5 ページ
 から 2 1 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、
 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の
 判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農
 地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 4 1 号の残りすべてについて説明いたします。議案書 1 5 ページから 2
 1 ページの整理番号 4 8 番までとなります。所有権移転が 1 件、利用権設定が 4
 8 件となります。所有権移転については、報告第 1 4 号にかかる内容です。また
 利用権設定については、整理番号 1 番から 1 0 番が鹿島区一般地区の公社契約、
 整理番号 1 1 番から 4 6 番までが圃場整備深野北地区換地後の公社契約、整理番
 号 4 7 番、4 8 番が原町区一般地区における相対での契約となっております。な
 お所有権移転の対価については、所有権移転調整会議において決定し、賃料につ
 いては双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたし
 ます。以上で説明を終わります。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 0、議案第 4 2 号「農用地利用規程の認定に係る意見について」
 を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第４２号についてご説明をいたします。議案書の２３ページから３４ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第４２号について説明いたします。議案書の２３ページから３４ページになります。鹿島区小島田において営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成しましたので、認定にあたり意見を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては２６ページからになります。当該規程は農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、小島田地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第２条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第３条の実施区域につきましては、２９ページの区域図のとおりでございます。第４条から第１４条では、第２条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１１、議案第４３号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第４２号についてご説明をいたします。議案書の３５ページから４８ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第４３号について説明いたします。議案書の３５ページから４８ページになります。南屋形地区において営農改善組合を結成し、農用地利用規程を策定しましたので、認定にあたり意見を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては、３８ページからになります。当該規程は、農用地の効率化かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、南屋形地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第２条に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事業・事項につきまして、具体的に三つの取り組みを示しております。第３条の実施区域につきましては、４２ページの区域図のとおりでございます。第４条から第１４条では、第２条に示しました取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１２、議案第４４号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第３１条の規定により、１番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第４４号についてご説明をいたします。議案書の４９ページから６３ページになります。市が農用地利用規程を認定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第４４号について説明いたします。議案書の４９ページから６３ページになります。右田海老地区において、営農改善組合を結成し、農用地利用規程を作成しましたので、認定にあたり意見を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては５２ページからになります。当該規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることにより、右田海老地区の農業振興と農業経営の改善を目的にしております。第２条に農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第３条の実施区域につきましては、５６ページの区域図のとおりでございます。第４条から第１４条では、第２条で示しました取り組み内容及び具体的な実行方策について記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
１番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。

議 長 次に、日程第１３、議案第４５号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第４５号についてご説明いたします。議案書の６４ページから７４ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第２４条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第４５号について説明いたします。議案書の６４ページから７４ページになります。鹿島区南海老において、八沢地区の圃場整備事業の完了に伴いまして、当該地区の担い手が確定しましたので、農用地利用規程の変更にあたり意見を求

めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては67ページからになります。71ページ中の規程第10条の担い手が当初計画の4名から3名に確定したものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第46号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第46号についてご説明いたします。議案書の75ページから77ページになります。申請番号1番から6番の詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第47号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第47号についてご説明いたします。議案書の78ページから80ページになります。申請番号1番から9番について詳細は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号2番から9番については、議案第52号申請番号4番から7番関連の案件であり、営農型太陽光発電設備設置のための使用貸借権設定及び区分地上権設定のための申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 48 号についてご説明をいたします。議案書の 81 ページ、申請番号 1 番につきまして、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。営農型太陽光発電設備の設置を目的として、令和 3 年 1 月に一時転用の更新をした土地になりますが、許可を受けた農作物につきまして、まず菜種につきましては、水田での作付けでは管理状況が厳しく、収量に影響が出やすいこと、次にアスパラガスにつきましては、令和元年の台風により堆積した泥の影響で収量がほとんどないこと、このことから発電設備下の農作物を別な作物に変更することが必要になりました。今般、農作物を菜種とアスパラガスから、大豆へ変更するための事業計画変更となっております。なお、菜種とアスパラガスの裏作として大豆を作付けしていた経過があり、収量に何ら問題がないことを確認しております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、4 番委員。

4 番委員 議案第 48 号申請番号 1 番について、調査の報告をいたします。現地案内図は 1 ページになります。本案件は営農作物を変更しようとするもので、詳細につきましては議案書記載のとおりでございます。去る 4 月 11 日午前 10 時頃より、営農者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、営農者から、変更しようとする農作物の妥当性を聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、農作物の変更は妥当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 49 号についてご説明いたします。議案書の 82 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号 1 番については、報告第 17 号整理番号 1 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、15 番委員。

15 番委員 議案第 49 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。案内図は 2 ページです。申請内容は記載のとおりです。この案件は報告第 17 号整理番号 1 番の関連案件です。去る 4 月 9 日午前 5 時 45 分頃より、譲渡人の申請代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請書の調査項目に基づき、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 2 番について、16 番委員。

16 番委員 議案第 49 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページです。去る 4 月 11 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。転用理由は記載のとおりであります。調査の調査項目に基づきまして、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号 2 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 4 9 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 4 ページになります。去る 4 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査等の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 8、議案第 5 0 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 5 0 号についてご説明いたします。議案書の 8 3 ページから 8 4 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号 1 番及び 2 番については、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告を願います。まず、申請番号 1 番、2 番について、1 8 番委員。

1 8 番委員 議案第 5 0 号申請番号 1 番及び 2 番について、隣り合っておりますので、一括して現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は 5 ページのとおりです。去る 4 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、7 番委員。

7 番委員 申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 6 ページに

なります。申請内容は記載のとおりです。去る４月１０日午前１１時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地の調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第１９、議案第５１号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第５１号についてご説明をいたします。議案書８５ページから８６ページ、申請番号１番から４番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。まず申請番号１番につきましては、報告第１７号整理番号２番の違反の追認を得るための案件となっております。続きまして申請番号３番につきましては、一時転用の申請であり、転用期間は許可日から１年間となっております。次に申請番号４番についてですが、市の農地に農業機械格納庫を建築するための転用申請となっております。資金につきましては、被災地域農業復興総合支援事業の補助金を活用することとなり、予算書が添付されていることから、妥当と判断をしております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号１番について、１６番委員。

１６番委員 議案第５１号申請番号１番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第１７号整理番号２番の関連案件であります。現地案内図は７ページです。去る４月１１日午後２時３０分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。内容は、平成２０年頃から住宅に隣接した当該地を駐車場として使用してきた。この度、財産整理のため土地調査を行ったところ、転用許可を得ていないことが判明し、追認を受けるための転用申請となります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しまし

た結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号 2 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 5 1 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 8 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 4 月 8 日午前 11 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準については第 1 種農地ですが、住宅が隣接しており、周辺農地の農業上の利用に支障がないと認めました。一般基準とともに基準を満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、10 番委員。

10 番委員 議案第 5 1 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 9 ページになります。去る 4 月 11 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 4 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 5 1 号申請番号 4 番について現地調査報告をいたします。現地案内図は 10 ページになります。去る 4 月 11 日午後 2 時頃より、設定人及び被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると話しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

18 番委員 申請番号 4 番について、参考のためにお伺いいたします。市所有の土地に農機具の格納庫を建てるということですが、これについては例えば賃料がどうなっているのか、または賃料がない場合には、例えば 5 年や 10 年使った場合に払い下

げるのか、そのような関係はどうなっているのでしょうか。ご質問いたします。

事務局 質問について回答いたします。申請番号４番は南相馬市が貸しつけるものとなっておりますが、こちら農機具格納庫については機械のリース事業を活用しまして、市で農機具格納庫を建てて、本人に貸し付けるという形になります。機械の格納庫としては無償貸与という形になっております。ただし土地については、市と使用する方のほうで土地の貸借契約を結びまして、土地の賃料等は発生しております。以上です。

１８番委員 そうしますと土地については、賃料は市が受け取り、それから建物については、市が無償でリースさせるということですね。わかりました。

２番委員 申請番号４番の件につきまして、資金計画７，０００万円という金額になっています。格納庫を建てるだけでは金額がべらぼうではないかと思いますが、資金の内訳をお伺いできればと思います。

９番委員 一応ここには格納庫とありますが、棟数が入っておりません。格納庫は一建物あたり６４６平方メートルの建物をＡＢＣと３棟つくる計画になっておりますので、具体的な設計単価については、市のご担当者のほうに確認していただきたいと思います。以上です。

議 長 ２番委員、後日報告でもよろしいでしょうか。

２番委員 はい、承知いたしました。

９番委員 もう一つ補足説明いたしますが、市は建物をつくるだけであり、後日、建物引き渡しを受けた後に、被設定人のほうが電気設備や水道設備等について自己負担で行うことを確認しております。以上です。

議 長 次回総会において、詳しく報告をいたしたいと思います。

議 長 その他に質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 申請番号４番については後日報告をお願いします。そのほかはないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 20、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 52 号についてご説明いたします。議案書の 87 ページから 89 ページ、申請番号 1 番から 7 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。まず、申請番号 1 番につきましては、既存の特別養護老人ホームに隣接して、新たな老人ホームを既存施設の 2 分の 1 を超えない面積で建築するための転用申請となっております。続きまして申請番号 2 番及び 3 番につきましては、第 2 種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。続きまして申請番号 4 番から 7 番につきましては、いずれも、議案第 47 号の関連であり、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請となっております。転用期間は 10 年間、営農作物についてはヒサカキであり、営農者は全て同じとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、17 番委員。

17 番委員 議案第 52 号申請番号 1 番について報告いたします。現地案内図は 11 ページです。去る 4 月 9 日午前 9 時過ぎより、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地の確認と聞き取り調査を行いました。調査の結果、一種農地ではありますが、既存施設拡張事業です。申請事由としましては、今般、地域内には待機者がまだまだ多いことや、入所を申し込んでいる市民が市外の施設に入所せざるを得なく、地元に戻りたいとの声が多く寄せられていることなどを踏まえ、地域社会のニーズに応じた認知症対応型共同生活介護と、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の二つの機能を追加して、合わせて 56 床の増床を図るものであります。以上のことから、立地基準、一般基準を満たしており、金融機関からの融資証明も添付されており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番及び 3 番について、18 番委員。

18 番委員 議案第 52 号申請番号 2 番及び 3 番について、一括して現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は 12 ページのとおりです。去る 4 月 10 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況を調査しまし

た結果、当該場所は市の浸水想定区域になっておりますが、既に対策が申請書に盛り込んであることから、立地基準及び一般基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 4 番について、現地調査委員を代表しまして、9 番委員から報告をお願いします。

9 番委員 議案第 5 2 号申請番号 4 番について現地調査の報告をします。なお、この案件は議案第 4 7 号申請番号 2 番、3 番との関連案件となります。現地案内図は 1 3 ページになります。去る 4 月 1 1 日午後 1 時頃、被設定人の代理人が立ち会いのもと、1 8 番委員と 2 名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人代理人からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 5 番、6 番、7 番について、現地調査委員を代表しまして、1 2 番委員から報告をお願いします。

1 2 番委員 議案第 5 2 号申請番号 5 番について、現地調査の報告をいたします。本案件は議案第 4 7 号申請番号 4 番及び 5 番と関連する案件です。現地案内図は 1 4 ページです。申請内容と申請事由は記載のとおりとなります。去る 4 月 1 1 日午後 2 時 5 0 分頃より、太陽光業者立ち会いのもとに、1 1 番委員と私の 2 名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請事業計画内容の確認、そして現地の状況等を調査した結果、立地基準に特段の問題はなく、適正であるとのように判断をいたしました。一般基準の妥当性については、南相馬市から設備設置者と農業者あてに、3 月 1 5 日付けで了解の回答がされ、加えて 3 月 2 4 日付けで事業者への同意通知書が出されておるところでございます。さらに設備設置者より、本委員会あてに期間満了時の撤去について誓約書が提出されておまして、基準を満たしていると、このように判断をさせていただきました。ただし、隣接して住宅が 2 戸ほどありますので、再度パネル設置に対する理解と同意をいただくように、業者立ち会い者に強く示唆したところであります。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。続いて申請番号 6 番と 7 番の現地調査の報告であります。現地案内図の 1 5 ページをお目通しいただいて確認いただきますと、地番こそ違いますが、所在地は畦を境として同一地でありますので、一括してご報告を申し上げます。申請番号 6 番は議案第 4 7 号申請番号 6 番及び 7 番との関連案件、申請番号 7 番は議案第 4 7 号申請番号 8 番及び 9 番と関連する案件であります。申請内容と申請事由は記載のとおりとなります。去る 4 月 1 1

日午後１時５５分頃より、太陽光業者立ち会いのもとに、１１番委員と私の２名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、許可申請事業計画内容の確認、そして現地の状況等を調査した結果、立地基準に支障はなく適正であるとし、このように判断をいたしました。一般基準の妥当性については、南相馬市から設備設置者と営農者あてに、６番７番双方とも、３月１５日付けで了解の回答がされ、加えて３月２４日付けで事業者への同意通知書が出されております。そして、水田でありますので、土地改良区からの承認の意見書も受けておるところでございます。さらに設備設置者より、本委員会あてに期間満了時の撤去について誓約書が提出されており、基準を満たしていると、このように判断をいたしました。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第２１、議案第５３号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第５３号についてご説明をいたします。議案書は９０ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のありました農地３筆のうち、１筆を非農地、２筆を農地と判定をいたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告の方をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、８番委員から報告を願います。

８番委員 議案第５３号、現況確認証明について現地調査結果を報告いたします。去る４月６日午後１時３０分より、農業委員が私と１０番委員の２名、事務局職員１名の計３名で現地調査を行いました。申請番号１番でございますが、現地案内図は１６ページです。当該地は鹿島区北海老地区にあり、数十年間不耕作だったため、現在原野化しており、また周囲も山林に囲まれており、位置、場所を加味し、今後継続利用は不可能と判断し、こちらは非農地と判断しました。次に申請番号２番ですが、こちらは現地案内図１７ページです。当該地は鹿島区南柚木地内にあ

令和5年5月15日

議事録署名人(2番・コンノ ヒデユキ)

議事録署名人(5番・サトウ マサシ)

議事録署名人(6番・ハマナ ヒロユキ)
